

平成14年6月21日制定（国空航第239号）
平成16年3月23日一部改正（国空航第1175号）
平成18年3月28日一部改正（国空航第949号）
令和4年3月29日一部改正（国空航第3037号）
令和7年6月25日一部改正（国空安政第681号）

国土交通省航空局安全部安全政策課長

運航に関する業務の管理の受委託に係る許可の運用指針

I 総則

この運用指針は、「業務の管理の受委託の許可実施要領（平成12年1月28日付け空航第71号、空機第67号）」（以下、「実施要領」という。）を補足し、本邦航空運送事業者が行う航空機の運航に関する業務の管理の受委託に係る許可について、許可基準細則及び運用要領を定めるものである。

II 基本的考え方

1. 運航に関する業務の管理の受委託とは、委託者が自ら業務の管理を行うことを前提とする業務の受委託と異なり、運航に関する業務についてその指揮監督権限まで含めた業務の管理を包括的に受委託することにより、受託者に業務の管理の機能を担わせるものである。
2. 業務の管理の受託者は、指揮監督権限を含めた業務の管理を受託することに伴い、結果として運航の安全に関する責任を負うことになるが、この責任は、単に委託者との関係において生じるものではなく、航空運送事業者に課せられている社会的責任をも包含するものである。したがって、業務の管理の受託者は、本来航空運送事業者が行うべき運航に関する業務を適切に行い、かかる社会的責任を果たす意思と能力を有する者でなければならない。
3. 業務の管理の委託者は、航空運送事業者として、旅客や荷主に対する最終的な運送責任を負うものであり、したがって、運航に関する業務について管理責任を完全に放棄できるわけではなく、受託者が行う航空機の運航に関する業務及びその管理について適切に委託管理を行う責務を有する。
4. 運航に関する業務は、個々に独立した業務の単なる集合ではなく、互いに密接

に關係する個々の業務の総体であることから、一部の業務についてのみその業務の管理を委託する場合、委託者のマニュアルにしたがって委託者の指揮監督の下に実施される業務と受託者のマニュアルにしたがって受託者の指揮監督の下に実施される業務が混在することとなり、統一的な考え方に基づく運航が担保されない等、安全確保上支障が生じるとともに、責任の所在も愛昧となることから、許容されない。

III 許可基準細則及び運用要領

以下の形態において運航に関する業務の管理の受委託を行おうとする場合の許可基準細則及び運用要領は、III-1 及びIII-2 のとおりとする。

1. 共通事業機並びに同等の基準及び手順を用いて実質的に一体となって事業を行っていると認められる系列の本邦航空運送事業者（以下、「グループ企業」という。）間で行われる運航に関する業務の管理の受委託
2. グループ企業以外の本邦航空運送事業者からのウェットリース（受託者の管理下にある航空機・乗員を用いて、運航及び整備に関する業務並びにその管理を一括して受委託するもの。以下同じ。）
3. グループ企業以外の本邦航空運送事業者の管理下にある航空機・乗員を用いて行われる運航に関する業務の管理の受委託であって、次のいずれの要件も満たすもの
 - (1) 受託者及び委託者が整備に関する業務の管理の委託に係る許可を受けていること。
 - (2) 委託者の航空機の整備業務の管理を行う者が、受託者が自社の運航に使用する航空機の整備業務の管理を行う者と同一であること。
 - (3) 委託者の航空機の整備業務の管理のために定められた整備マニュアル（以下「委託者の航空機の整備マニュアル」という。）の内容が、受託者が自社の運航に使用する航空機の整備業務の管理のために定めた整備マニュアル（以下「受託者の航空機の整備マニュアル」という。）の内容と同等であること。ただし、運航に関する業務の管理の受委託により運航を行う地域、路線、航空機の型式及び運航形態等を踏まえて受託者の航空機の整備マニュアルへの反映が不要と認められる事項についてはこの限りでない。
4. 外国の航空運送事業者からのウェットリース（貨物運送事業に限る。）

III—1 許可基準細則

1. 許可の対象

運航に関する業務が、指揮監督を含む受託者による管理の下に、受託者の運航マニュアルに基づいて、一括して実施される事業の形態を許可の対象とする。この場合、業務の管理の再委託及び一部の業務についてのみの管理の受委託は、許可の対象としない。

なお、受託者は、一部の業務を、「業務の委託」の範囲内で再委託することができる。

(注) 実施要領の第1 項①に、「受託者の提供する航空機及び航空機乗組員により…運航が…行われる場合」とあるのは、受託者が航空機及びその運航の直接的な管理権を有している状況下で運航が行われる場合を言う。

2. 委託者が行う業務及び責任の範囲

委託者は、少なくとも以下の事項を含む適切な委託管理を実施しなければならない。

- ・ 委託を開始する前に、委託先の能力を審査すること。
- ・ 受託者のマニュアルが、航空法施行規則第214 条の技術上の基準を満足し、適切な運航品質を確保するために充分であることを確認すること。受託者がマニュアルの改正を行おうとするときも同様とする。
- ・ 受託者による業務の実施及びその管理の状況を定期的かつ必要に応じて監査・検査すること等により、受託者がマニュアルに従って適切に業務を実施し、適切に管理していることを確認し、必要に応じ改善措置を講じること。
- ・ 委託開始前の能力審査及び定期監査については少なくとも「運航管理施設等の検査項目(運航関係)」(平成12 年1 月28 日付け空航第73 号)に掲げられた事項を含むものとし、必要に応じて行う監査については、これらの項目のうち監査の目的に照らして必要のある項目を含むものとする。なお、定期監査の間隔は、1 年を目途とする。
- ・ 実際の運航に立ち入っての検査については、少なくとも「運航検査(エンルート・インスペクション)実施基準」(平成12 年10 月26 日付け空航第923 号)別表-2 に掲げられた事項を含むものとする。
- ・ 航行業務その他の運航に関する業務の品質を監視すること。

なお、委託者と受託者との間で、運航業務に係る業務の受委託が行われている関係から、既に委託開始前の能力審査又は定期監査が実施されている場合には、その重複する内容又は部分については、運航業務の管理の受委託に係る委託開始前の能力審査又は定期監査のうち相当する内容又は部分について省略することができる。

3. 受託者の要件

- (1) 以下の要件を満足する管理受託総括責任者及び同担当者を配置すること。
- ① 管理受託総括責任者にあっては、受託者において管理者として3年以上の経験(又はこれと同等の経験)を有するとともに現に管理者として運航に関する業務の管理を行っている者であって、運航に関する業務及びその管理に精通していると認められるものであること。
 - ② 管理受託担当者にあっては受託者において管理者又は管理業務担当者として3年以上の経験を有するとともに現に運航に関する業務の管理を行っている者であって、担当する業務及びその管理に精通していると認められるものであること
 - ③ 航空法規並びに委託者の運航規程類及び受託者の運航マニュアルに精通していると認められる者であること
- (2) 実施要領第3 項(1)②に規定する受託者は、当該航空機が運航に適切で使用可能な状態にあることを確認する体制を有すること。

4. 受託者が行う業務及び責任の範囲

受託者は、少なくとも以下の事項を実施しなければならない。

- ・ 自らの事業として行う業務と同等の品質により業務を行うとともに、必要な管理を実施すること。このため、運航乗務員、客室乗務員、運航管理者その他の安全要員については、自社の運航に適用される基準に基づき訓練審査を受けた者により業務が実施されること。
- ・ 業務及びその管理を適切に行うための体制を維持すること。
- ・ 当該受委託に関係するマニュアルを変更しようとする場合、事前に委託者の承認を受けること。
- ・ 当該受委託に係る業務について業務の再委託を行う場合は、その再委託先が行う業務を「運航に係る業務の委託の運用指針」(平成14年6月21日付け国空航第239号)にしたがって適切に管理すること。
- ・ 運航のみの管理の受託を行う場合は、航空機が当該運航に適していること及び適切にメンテナンスリースされており使用可能な状態にあることを確認すること。
- ・ 運航の安全に関する最終的な決定は、受託者が行うものであること。

5. その他の要件

実施要領第3 項(2)⑦(a)に関連し、運航の安全に関する最終的な決定は受託者

が行うものであること及び委託者はこの決定に従うことが契約書上明確にされていること。

6. 外国の航空運送事業者からのウェットリースの場合の特則

外国の航空運送事業者からのウェットリース（III4. に規定するもの）については、上記1. ～5. の規定に加えて、以下の基準を適用することとする。

- (1) 実施要領の第3 項(1)①に、「航空運送事業に関し我が国と同等以上の安全に係る制度を有していると認められる国際民間航空条約締約国たる外国」とあるのは、以下を満足する場合とする。
 - －当該国の法・制度が国際民間航空条約附属書6 に準拠していることに加え、米国FAR Part 121、欧州JAR-OPS 1 又はこれらと同等の基準を採用していること。
 - －国際航空民間航空機関（ICAO）の安全監査（USOAP）の報告書において重大な問題点が指摘されておらず、また、米国FAA の安全監査（IASA）の結果においてCAT1 と評価されていること。
- (2) 実施要領の第3 項(1)①(a) 及び(b)に、「締約国の航空運送事業者である場合はそれに相当する許可等を受けていること」とあるのは、以下を満足する場合とする。
 - －米国の航空運送事業者の場合は、米国FAR Part 121 等に基づく運航許可を受け、受委託に係る運航業務の実施について、Operations Specificationsの中で許可を受けていること。
 - －米国以外の外国の航空運送事業者の場合は、国際民間航空条約附属書6 Part1 の「航空運送事業者」として当該国政府に許可されており、受委託に係る運航業務の実施について当該許可の対象となっていること。
 - －国際航空運送協会（IATA）の安全監査（IOSA）に登録されていること。
 - －実施要領の第3 項(2)①(b)に関連し、受委託に係る型式の航空機の実運航について3 年以上の経験を有し、過去3 年間に当該事業者の安全管理の不備等に起因する重大な事故を起こしていないこと。
- (3) 実施要領の第3 項(2)②(a) の別に定める要件に関して、受託者が外国の航空運送事業者である場合には、運航関係については、実施要領の別添2(1)に定める要件を満足する責任者及びこれを補佐する者が定められていなければならない。この場合において、要件の欄のうち、「受委託に係る型式の航空機について別添1 の表の区分に対応した航空機」とあるのは「受委託に係る型式の航空機」と読み替えるものとする。

(4) 実施要領の第3 項(2)④に、「受託者が属する国における法第72 条第1 項又は第5 項の認定に対応する制度による認定又はそれと同等の行為」とあるのは、以下の認定等を満足する場合とする。

－国際民間航空条約附属書6 第9.4.3 項及び第9.4.4 項、又は米国FAR Part 121の440、441、443 及び445 の各項の規定に相当する制度がある場合は、当該制度による認定等。

なお、当該制度との相違がある場合は、その内容を審査のうえ、同等か判断するが、必ずしも当局の認定を必要とするものではない。

(5) 実施要領の第3 項(2)⑤に、「当該受託者が属する国における法第78 条の運航管理者技能検定に対応する資格の取得又はそれと同等の要件」とあるのは、以下の資格の取得等。

－国際民間航空条約附属書6 第10.1 項、又は米国FAR Part65 の51、53、55、57 及び59 の各項に相当する運航管理者技能検定に関する制度がある場合は、当該制度に基づく資格の取得。なお、資格の付与がなされない場合であっても、他の方法により適格性を証明することが当該国により承認されている場合には、当該方法が適切と認められる場合に限り、当該方法によることができる。また、その他相違がある場合は、その内容を審査のうえ、同等かどうか判断する。

7. 整備に関する業務の管理を受委託せず、かつ、共通事業機として運航する場合の特則

運航に関する業務の管理の受託者が、委託者の航空機の整備に関する業務の管理を受託しない場合であって、かつ、運航に関する業務の管理の受託者が、当該受託に係る航空機を、委託者及び受託者の共通事業機として運航する場合には、当該航空機について、委託者の定める整備規程（委託者が航空機の整備に関する業務の管理を委託している場合には、当該業務の管理を受託する者の定める整備マニュアル）ではなく、受託者の定める整備規程（受託者が航空機の整備に関する業務の管理を委託している場合には、当該業務の管理を受託する者の定める整備マニュアル）の適用を受けて整備管理される場合があることから、上記1.～5. の規定に加えて、委託者が当該航空機の整備について適切な管理を実施できるよう、以下のいずれの要件も満たすこと。

(1) 委託者は当該航空機について、受託者（受託者が航空機の整備に関する業務の管理を委託している場合には、当該業務の管理を受託する者。以下この項の(2)において同じ。）が行う整備に関する業務の管理の実施及びその管

理の状況を定期的かつ必要に応じて随時監査・検査を行うこと。

- (2) 受託者は、委託者による当該監査・検査を受けられるよう体制を整備すること。

III-2 運用要領

1. 業務の管理の受委託に係る許可の申請

航空法施行規則第222条の管理受委託許可申請書には、上記IIIの基準に適合する旨の説明を記載した資料(根拠資料を含む。)を添付するものとする。なお、これらの資料が外国語で作成されている場合には、英語で記載されたものであること。

2. 委託者の運航規程

- (1) 委託者は、運航規程本書に「運航に関する業務の管理の委託」に関する項目を設け、以下を規定すること。

- ・委託先
- ・委託する業務及びその管理の範囲並びに内容の概要(当該受委託に係る航空機については型式名のみを特定する。機番及び路線については、附属書に定めるものとする。)
- ・受託者による運航業務及びその管理の方法の概要(運航マニュアルにしたがって行うこと等を定める。)
- ・委託管理の方法の概要
- ・その他の委託の方法

- (2) 運航規程附属書(委託管理規定又は同趣旨の規定)に、「運航に関する業務の管理の委託」に関する項目を設け、以下を規定すること。

- ・委託先
- ・委託する業務及びその管理の範囲並びに内容
 - 当該受委託に係る航空機の機番及び路線を特定すること。なお、これらに変更があった場合には、当局に対し届け出るようになっていること。
 - 受託者が行う業務及び責任の範囲を規定すること。
- ・受託者による運航業務及びその管理の方法
 - 受託者が準拠する運航マニュアルを特定すること。
 - 受託者が運航に関する業務の一部を再委託する場合には、再委託先、その内容及び受託者による管理の方法を規定すること。
 - 受託者を代表する管理責任者を特定すること。
- ・委託管理の方法

- －委託管理責任者及びこれを補佐する者を特定すること。なお、これらに変更があった場合には、当局に対し届け出るようになっていること。
- －委託者が行う委託管理の内容及び責任の範囲を規定すること。
- －委託管理に従事する者の教育訓練の方法を規定すること。
- －委託管理業務の実施方法、基準、手順を規定すること。
- －委託管理業務の結果の取り扱いを規定すること。
- ・その他の委託の方法

3. 受託者の運航マニュアル

受託者は、その運航マニュアルに受託管理規定を設け、当該規定において、実施要領及び本運用指針に基づき措置する事項について、組織、制度、基準及び手順等を定めるものとする。

IV その他

1. この指針によることが必ずしも適当でないと認められる場合には、同等以上の安全性が確保できると認められる範囲で、他の方法によることができる。なお、この場合においても、航空法、同法施行規則及び航空局長通達「業務の管理の受委託の許可実施要領」の規定に従うものでなければならない。
2. 運航業務の管理の受委託の許可にあたっては、原則として運航する地域による限定を付すこととする。

附 則（令和7年6月25日 国空安政第681号）

1. この指針は、令和7年6月25日から適用する。